

法学未修者教育の充実について
論点ごとの御意見
【第99回に頂いた御意見を追記（青字）】

※複数の論点に関わる御意見は、双方に掲載。

＜論点1＞法学未修者と法学既修者として法科大学院教育への入り口時点の状況は異なるものの、2年次以降は同一の課程で共に学ぶこととしている現行制度について、見直す必要性はあるか。

＜論点2＞現行制度上、2年次以降は同一課程でありながらも、法学未修者と法学既修者との間には習熟度や成長曲線に明らかな格差がみとめられ、それが最終的に司法試験合格率の差にも反映されている現状を踏まえて、特に法学未修者の1年次の教育をどのように改善するか。

〔3年を標準とする教育課程〕

- 法学未修者と法学既修者は司法試験合格率（累積合格率）にも大きな開きがあるが、法学未修者と法学既修者の教育課程を完全に分離する制度は適切ではない。そのため、特定の法科大学院に法学未修者の受け入れを集中させたり、法学既修者のみを受け入れる法科大学院を認めたりするべきではない。司法制度改革審議会が掲げた「開放性、多様性、公平性の確保」の理念の下、法学未修者と法学既修者を別課程とすることなく、3年課程を標準とする現行制度を維持すべきである。

- 法学未修者として入学した者は、これまでと同様に2年次以降では法学既修者と同一課程で学ぶことを前提とすれば、2年次進級時点で法学既修者と共に学べるだけの資質・能力を着実に担保していくことが必要であり、1年次教育の在り方や2年次進級判定について、具体的な改善策が求められる。

＜論点3＞入学時点において法学に関する学識には差があるが、多様なバックグラウンドという強みを有する法学未修者に対し、個人の特性に応じた柔軟な学修メニューの提供やきめ細かな学修支援を行う上で、どのような課題があるか。その課題を解決するために必要となる方策としては、補助教員の活用など、どのようなものが考えられるか。

〔法学未修者の多様な経歴を踏まえた対応〕

- 法学未修者コースに在籍する者は、非法学部出身者、社会人経験者に加え、法学部卒だが再度十分な学修を望む者など様々であるため、それぞれの実態を踏まえつつ、中でもどのような人々に焦点を当てるべきかを考えた上で対応策を検討することが重要ではないか。
- 論点4は仕事を続けながら学ぶ人を対象としているが、働きながら法科大学院に通う学生はもちろんのことであるが、他方、それだけでなく、法学部ではない学部の出身者が安心して法科大学院を目指してもらえるよう、未修者教育の充実や魅力を増していく方向性で議論してきたと認識している。

〔ICTを活用した法学教育の在り方〕

- コロナ禍で得られた遠隔授業の知見や実績も活かし、「オンラインでできること」「対面でできること」、すなわち、ICTの利便性を活用してより効率化できる部分はどこか、また特に法学未修者に対しては適切な対面指導として譲れない部分はどこか等をしっかり見極めて、対面教育と遠隔教育(オンデマンド型を含む)のハイブリッド型を模索していくことが重要ではないか。その際、学生側からの意見を十分取り入れていく必要がある。
- ICTによる教育の場合、人数制限は不要になる可能性があるのではないか(現在は、法律基本科目について50人以下(設置基準第20条の4))。例えば、あるクラスでの本質的な質疑がなされた場合、他のクラスで共有した方がいいケースもあり、ICTの活用で人数制限の在り方も変わってくるのではないか。
- 反転授業の導入や、予習・復習に補助的に活用するオンデマンド型教材の活用は、学生が自らのペースで基礎的な法律知識を定着させることができ、効果的な学修方法ではないか。同時に、教員のエフォートを個別指導(演習、法的文書作成、個別面談、補助教員との連携等)へ重点化することが可能となるのではないか。
- 法科大学院教育は、双方向・多方向のソクラテス方式が重視されてきたが、法学未修者教育においては、講義型の授業も必要であったところ、コロナ禍で、様々な取組がなされるようになった。これをひとつの契機として、講義形式というスタイルを見直していく必要があるのではないか。例えば、オンデマンド型教材を予習に用いた上で、授業は双方向、多方向となると、学修者本位の学び、アクティブラーニングにつながるかと考えている。その際、予

習、授業、復習の授業時間数について、どのような時間配分が学生にとって有効なのか、ガイドラインのようなものを作る必要があるのではないかと。また、段階的、体系的な教育に資するよう、法律基本科目の基礎科目や応用科目をどのように配置し、重点を置いて学んでいくのかという点も併せて議論されたい。

- 動画教材などについては、是非、法学未修者から法曹になった若い者の視点を含めて頂きたい。予算措置についても十分に考慮されたい。
- これまで対面教育を重視してきた法科大学院でもコロナ禍で ICT を活用することとなったが、とりわけオンデマンドの場合、学生に合ったコンテンツをしっかりと用意することと、学生同士の学び合いや教員とのディスカッションなど対面でしかできない部分を引き続き重視することが不可欠である。そうした点を押さえながら、オンライン授業の良いところを活用していくべきではないか。
- この点を改めて強調したい。コロナ禍で、法科大学院教育においても、思いがけず ICT を活用することとなったが、特に未修者コースの学生からは、学生同士の交流がないことや気軽に担当教員に質問ができないことへ不安が寄せられており、こうした声には真摯に向き合う必要があるのではないかと。本年9月に高等教育局長から各大学に発出された「後期の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（周知）」においても、「遠隔授業の実施のみで全てが完結するものではなく、豊かな人間性を涵養する上で、直接の対面による学生同士や学生と教職員の間の人間的な交流等も重要な要素であること」に留意すべきであるとされている。今一度、法科大学院教育において、対面教育として維持すべき部分を踏まえた上で、ICT の利便性をどのように導入するのかを検討していくことが重要だと考える。
- コロナ禍での ICT 利用は「双方向的・多方向的」の実質的な意味を問い直す良い機会になったのではないかと。法科大学院の教育においては、双方向であることは重要だが、それが「同時」でなければならないのか。そのような点を整理する中で、論点3から5にまたがる形で「時間や場所に縛られない遠隔教育の在り方」について積極的に考えていくことが重要ではないかと。まずはその検討の手順を考えることから始めてはどうか。
- 法科大学院は対面授業や少人数教育が前提であるものの、ICT の有効活用が定着した先には、通信制法科大学院の可能性も考えられるのではないかと。

〔入学前の学修機会の提供〕

- 法曹志望者が ICT を活用して法科大学院の授業を視聴したり、法曹と交流を持ったりするなど、入学後の生活や法曹としてのキャリアをイメージしたり、法学への適性を把握できる機会を提

供することが有効ではないか。とりわけ、社会人にとっては、離職して、あるいは有職のまま法科大学院を目指すことは大きな決断である。世の中に対する積極的な情報提供は、多様なバックグラウンドを有する志望者を中長期的に増やすことにつながる。

- 法学未修者の入学者選抜の際に、法律の知識を全く問うことができない点に何かしらの矛盾や限界を感じる。例えば入学前に入学予定者に対し法律の学修機会を提供した上で法学の資質・能力を問うようなことができれば、適性などを見極めることができ、入学後の学修に有効につながっていくのではないか。
- 「法律の知識を全く問うことができない」とのことだが、「知識」ではなく、「法律への適応能力」と表現するのが適切ではないか。法律的な考え方が好きか、こういう議論に耐えていけるか、という「適応能力」があるかどうかを見極めるべきという趣旨である。
- 入学者選抜における法学適性の判定や、科目等履修を含めた入学前のお試し的な法律科目の教育や既修得単位としての認定が可能であることを明確化するとともに、各法科大学院がその成果を学生にフィードバックすることで、学生が自らの適性を客観的に把握した上で最終的な入学の意思決定を行えるようにすることが重要ではないか。

〔補助教員による学修支援〕

- 学生の個々の状況に丁寧に対応するべく、法科大学院修了生や若手の実務家を補助教員として活用することが有効である。課程外で行われているゼミ等を正規授業科目として単位認定することで、学生の負担を増やさずに法律基本科目の学修を充実できるのではないか。
- （資料2-2に）「学修者本位」とあるが、学生の過度な負担にならないように気をつける必要がある。オンデマンド教材の活用、それを活用した実践的な授業などを検討するにあたっては、個別の論点ごとではなく、全体として、授業科目やカリキュラムの改善につながるようにすべきだと考える。
- 補助教員については、教員との連携や補助教員同士の連携など、縦と横のつながりが不十分との指摘があることから、大学の枠を超えて、担当教員・法科大学院執行部と補助教員の連携に関する好事例や運用マニュアルなど共有するとともに、補助教員同士の情報共有等が図れるプラットフォームを創設することも期待される。

〔長期履修制度〕

- 長期履修制度について、1年を超える履修期間の延長や1年次終了時など一定の学修経験を経

たタイミングで履修計画を立て直すことを認めるなど、学生の状況に応じた、より一層柔軟な活用を、奨学金制度の適切な運用とともに促すことが重要ではないか。

〔法律基本科目の学修の充実〕

- 非法学部出身や社会人などは、司法の分野を拡充していく貴重な存在であるが、法学については初学者であることから、法律基本科目の学修にさらに専念できる環境に整える必要があるのではないか。そのため、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目については、修了要件単位数を減らすことを検討してはどうか。ただし、展開・先端科目については重要な科目であるため、司法試験受験（在学中受験）後に、最終年度の後半に履修することも学生に資するかもしれない点に留意する必要がある。
- 法学未修者は、多様なバックグラウンドを有していることから、それを尊重し評価するとともに、法学未修者が、より法律基本科目の学修に集中できるよう、単位数の工夫をすることが重要である。

〔効果的な未修者教育の実践事例の普及〕

- 上記を含め、平成 30 年度文科省委託事業「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」で明らかにされたような効果的な未修者教育の実践事例を全国的に共有できるプラットフォームをつくり、好事例の横展開を図ることも有効ではないか。
- 「学修者本位の教育の実現」といいながら、本委員会では、これまで、あまり学生の意見を取り上げられてこなかったのではないか。例えば、平成 30 年度文科省委託事業「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」では、非法学部出身者や社会人経験者にアンケート調査も行っていと記憶している。そうした学生の意見も「議論のまとめ」にはしっかり反映させていくべきではないか。報告書に関して再度本委員会で扱うのはいかがか。

＜論点4＞有職者が仕事を継続しながら法曹を目指せるよう、最先端のICT技術の活用や昼夜開講制、長期履修制度の活用促進など、教育の在り方や教育手法等の工夫についてどのように考えるか。ICT技術の活用については、平成29年2月の文部科学省調査研究協力者会議の検討結果について、その後の技術の進展等を踏まえた更なる検討を行う余地があるか。

〔法律基本科目の学修に注力できるような工夫〕

- 法学未修者のうちでも、特に社会人学生には配慮が必要である。有職のまま平日夜間や週末を利用して法科大学院に通う学生、離職して法科大学院に通う学生、家庭がある人など、実態は様々であり、そうした学生の生活実態に対応した丁寧な学修指導が求められるのではないか。
- 【再掲】コロナ禍でのICT利用は「双方向的・多方向的」の実質的な意味を問い直す良い機会になったのではないか。法科大学院の教育においては、双方向であることは重要だが、それが「同時」でなければならないのか。そのような点を整理する中で、論点3から5にまたがる形で「時間や場所に縛られない遠隔教育の在り方」について積極的に考えていくことが重要ではないか。まずはその検討の手順を考えることから始めてはどうか。
- 有職者の場合、学修に当てられる時間が限られているため、ICTを活用したオンデマンド型講義の活用が有効である。夜間や週末のスクーリング、補助教員などによる実践的なフォローなどと組み合わせて単位認定することが重要ではないか。その際、2年次以降の講義型でない科目のあり方については工夫する必要があるのではないか。
- 地方における法曹の基盤を充実するという観点から、地方の社会人学生の観点も重要ではないか。
- 多様な分野の専門知識や経験を有する学生（非法学部出身や社会人など）は、各自の知見をもって、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の一部履修とみなせるようにし、法律基本科目の学修に専念できるようにすべきではないか。
- 有職者が仕事を続けながら法曹を目指すためにどういう工夫が必要かという点につき、本委員会委員の多くが昼間の法科大学院所属であることもあり、夜間コースの実態について必ずしも把握できていない可能性がある。ICTの活用についても、昼間と夜間の法科大学院では、質・量ともに対応や活用が変わるはずである。また、【参考資料4：未修者教育のこれまでの経緯】にあるとおり、平成26年に「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」を出している。その中で「十分な実務経験を有する者について、相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目を2～4単位程度履修することも可能」という整理をしたものの、実際にこ

うした対応が広がっているとは思えない。一体なぜそうなのか、実際に有効な措置としてどのようなものがあるのか等、これからの社会の在り方を考えれば、実情を把握することも大事ではないか。

- 有職者の法科大学院教育について、実態把握は必要である。おそらく、2年次からは既修者と同じの教育課程になるが、社会人学生の未修者のみ別メニューとなるとなかなか難しいのではないか。その場合、どのように工夫するのか、実態も踏まえて検討する必要がある。

〔長期履修制度〕

- **【再掲】** 長期履修制度について、1年を超える履修期間の延長や1年次終了時など一定の学修経験を経たタイミングで履修計画を立て直すことを認めるなど、学生の状況に応じた、より一層柔軟な活用を、奨学金制度の適切な運用とともに促すことが重要ではないか。

＜論点5＞ 限りある教育資源を効果的・効率的に活用する中でこれらを実現する上で、いわゆる教育拠点の在り方をどのように考えるか。その実現においてICTをどのように活用すべきか。

〔効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働〕

- 【再掲】 法学未修者と法学既修者は司法試験合格率（累積合格率）にも大きな開きがあるが、法学未修者と法学既修者の教育課程を完全に分離する制度は適切ではない。そのため、特定の法科大学院に法学未修者の受け入れを集中させ、法学既修者のみを受け入れる法科大学院を認めることはするべきではない。司法制度改革審議会が掲げた「開放性、多様性、公平性の確保」の理念の下、法学未修者と法学既修者を別課程とすることなく、3年課程を基本とする現行制度を維持すべきである。
- オンデマンド型教材は、学内はもちろん、法科大学院間で共有することで、各教員の負担軽減のみならず、指導力の高め合いや相乗効果が期待でき、全国的な教育水準の底上げにつながるのではないかと。教材としては、まずは、科目横断的な導入教育の部分から先行して共有していくことが適当ではないか。特定の法科大学院が担うのではなく、各法科大学院が協力し、タスクフォース（コンソーシアム）のような場を結成して、各大学における教材の使い方も含めて集中的かつ継続的に検討していくことが重要ではないか。
- 共通の録画教材等で学ぶ学生が大学を超えて合同のゼミやスクーリングに参加できるようにすることで、学生同士の刺激・高め合いが期待できるのではないかと。
- 【再掲】 平成30年度文科省委託事業「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」で明らかにされたような効果的な未修者教育の実践事例を全国的に共有できるプラットフォームをつくり、好事例の横展開を図ることも有効ではないかと。

**<論点6> 共通到達度確認試験を導入した趣旨を踏まえた上で、その実現のための当該試験の充実
方策や活用方策をどのように考えるか。**

〔共通到達度確認試験の今後の活用方策〕

- 法学未修者と法学既修者は成長曲線が異なるが、2年次からは未修者・既修者混合クラスで学修するため、1年次修了時点で獲得しておくべき知識や能力の基準を明確にし、進級判定を厳格に行うことが求められる。そのような趣旨で導入された共通到達度確認試験を、今後も持続可能な形で運用していくために、例えば、問題作成にかかる負担軽減や財政基盤の強化にかかる方策について検討する必要があるのではないか。
- 共通到達度確認試験の結果は、司法試験短答式の合格者と一定の相関関係にあり、共通到達度確認試験を進級判定に活用することは、将来的な法曹人材を輩出するという法科大学院の使命を実現するものとなっているため、文部科学省において、共通到達度確認試験結果と司法試験結果の相関分析を継続的に実施・公表する必要があるのではないか。
- 共通到達度確認試験については、不断の見直しが必要だと考えている。法学未修者が一定レベルに達するにはどうしたらよいかという観点が重要であり、段階的な学修として1年次修了時点で獲得しておく知識や能力がどのようなものかを考えておくべきではないか。現在の出題形式では1年次修了時に獲得すべき知識や能力に見合っていないのではないかと思う。
- 今後、この試験をどうするのか検討すべきではないか。CBTの医学部共用試験のように重装備でやっていくのか、各大学の責任で行うものとするのか。消極的な方向性ではなく、前向きに検討していく必要がある。
- 「1年次終了時点で獲得しておくべき知識や能力の基準を明確に」とあるが、最低限のコアな部分を示すことにも意味があるのではないか。（これを議論し始めると意見がまとまらない可能性はあるが。）
- 1年次でどこまで教えるのかを明確にすることは重要である。正確に教えすぎても学生の理解が追いつかない可能性があるため学生への過度な負担に留意しつつ、最低限のライン、標準的なラインなど、1年次修了時の到達度について共通認識を作ることが大事ではないか。
- 「(進級判定を) 厳格に」という表現は不要ではないか。成長曲線が既修と未修で異なるがあるが、法学未修者はいつ伸びるか分からない。2年次から既修者と混合クラスになるため、教育もそれに即応させる必要があり、一定の水準に達しているかを確認するのがこの試験の趣旨である。「合理的」「客観的」な進級判定は必要だと思うが、「厳格」は法学未修者のためにやっ

ているという趣旨が伝わらず誤解を招くのではないか。

- 「厳格」という表現は、それで進級をさせず振り落とすと誤解される可能性もあるので、この言葉は変えた方がよいのではないか。2年次に進級しても法学既修者と一緒に学ぶことができることを確認するための試験だということをしっかり伝えたい。
- 共通到達度確認試験は、学修者本位に、それぞれの特性をより把握して、適切な教育を実現するために行うものである。そういう本委員会での意見が伝わる表現にしたい。多様なバックグラウンドを有する者が法科大学院に進学し、きめ細かい学修者本位の教育によって、多様な分野における活躍の可能性が開ける、その道筋についての具体的な提案をするという、本委員会の検討の趣旨が、全体を通して伝わるようにしたい。

＜論点7＞グローバル化のさらなる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法の分野でその知見を活かせるようにすることが一層求められており、その進路の在り方をどのように考えるか。

〔法科大学院修了生のキャリアパスの多様化〕

- 産業構造やビジネスモデルが大きく転換する時代にあっては法律が社会的に果たす役割は極めて重要であり、法曹の育成はもちろんのこと、多様なバックグラウンドを強みとして新たな課題に対応できる法律の専門家を育成できるよう幅広い視座でこれからの法科大学院の在り方を検討するという姿勢が必要ではないか。同時に、法曹サイドが危機感を持って多様な人材を求めていかなければならない。
- 社会人経験のある人たちは、様々なきっかけで法律を学ぶ必要性を感じ、自らのゴールを設定した上で法科大学院に進学することが多い。例えば、司法試験に合格しても法曹になるわけではなく、法科大学院における体系的かつ実践的な教育の成果を発揮し、元の業界でさらに質の高い、幅の広い仕事にチャレンジすることを目標としている場合もある。法科大学院側が想定するよりもはるかに多様なニーズがあるということを一たび確認すべきではないか。
- 法科大学院は、修了生の進路（修了後5年後以降を含む）を着実に把握し、法曹三者以外を含む多様な進路について、積極的に公表することが求められている。併せて、認証評価においても、修了生の進路の把握・公表状況を確認することが重要ではないか。
- 法科大学院協会や各法科大学院において、法曹三者にとどまらず企業等を含めた多様な修了生採用ニーズを積極的に把握し、在学生のみならず潜在的な法科大学院志望者（法曹志願者）に的確に情報提供することが重要ではないか。業界全体ですそ野を広げる活動が不可欠ではないか。
- 社会の多様な分野で活躍する法学未修者コース修了生のキャリアストーリーについて、関係者と協力しつつ、法科大学院協会を中心に効果的に広報することが重要ではないか。法学未修者は、例えば、医療、福祉、金融、地方公共団体等、社会人経験の中で様々な課題に直面し、それを法律的に解決・予防できるようになりたいという意欲を持って法科大学院に入学する人も多い。
- キャリアストーリーの広報という観点では、現状、企業やその他法曹の活躍が期待される多様な分野で、もう少し法曹に求められている役割を共有される必要があるのではないか。例えば、自治体などは任期付職員で法曹を採用するが、5年程度で雇用が切れるため、その後の進路をどうするか悩ましい。キャリアプランの整備が必要であり、広報を超えて、関係者の努力が求

められる。

また、広報の主体としては、「法科大学院協会を中心に」とあるが、国や自治体も政策的にできることがあるのではないかと。厚労省は、地域共生社会の実現に関する専門人材の活用、経済産業省はガーディアン機能やビジネス機能の両面から企業内法務の在り方、内閣府は、国際的な法曹人材の育成などを掲げており、様々なPRがなされている。

- 修了後に活躍する社会の在り方については、もう少しきめ細かく国内外の生活実態に即したニーズがあるということを表した方がよいのではないかと。「医療、福祉、金融、地方公共団体『等』」とあるが、当然、教育も含まれ、スクールロイヤーなども非常に重要である。国内のこと例えば、少子高齢化による福祉の在り方も多様化しており、ビジネス以外の分野でも法律的な対応が迫られている。
- 各法科大学院において、司法試験合格実績をアピールするだけでなく、社会に出た後にこそ活かされる法科大学院ならではの学びの成果を修了生の声を通して積極的に発信することが重要ではないかと。
- 「グローバル化」といいながら、そういう点が議論されてきていないのではないかと。グローバル社会に法科大学院修了生が貢献されることが期待されている。例えば、アジア諸国等の法整備支援に携わっている修了生、米国等の外国の弁護士資格を取得して涉外弁護士となった修了生、外資系法律事務所に勤務する修了生などがおり、各法科大学院及び法科大学院協会は、このような修了生の活躍を積極的に公表し、グローバル人材として法曹が果たす役割が大きいことを発信することが期待される。